

ポイントの申請・交換はすべて受付を終了しています。

# 復興支援・住宅エコポイント

エコ住宅の新築またはエコリフォームでポイントが発行されます。

## ポイントの発行対象

### 1 エコ住宅の新築

平成23年10月21日～平成24年10月31日に  
建築着工<sup>※1</sup>したものの

※1 建築着工とは、根切り工事又は基礎杭打ち工事の  
着手をいいます。

<工事内容>

次の①又は②に該当する新築住宅

- ①省エネ法のトップランナー基準(住宅事業  
建築主の判断の基準)相当の住宅
- ②省エネ基準(平成11年基準)を満たす  
木造住宅

ポイントの申請には、基準を満たすことを証明する  
ための登録住宅性能評価機関等の第三者評価が  
必要です。

これに併せて、太陽熱利用システムの設置を行う  
場合は、その分のポイントが加算されます。

### 2 エコリフォーム

平成23年11月21日～平成24年10月31日に  
工事着手<sup>※2</sup>したものの

※2 工事着手とは、ポイント対象工事を含むリフォーム工事  
全体の着手をいいます。

<工事内容>

次の①又は②の改修工事

- ①窓の断熱改修
- ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

これらに併せて、バリアフリー改修(手すりの設置、  
段差解消、廊下幅等の拡張)、住宅設備(太陽熱利  
用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽)の設置、  
リフォーム瑕疵保険への加入、耐震改修を実施  
する場合は、その分のポイントが加算されます。

## 発行されるポイント数

- 1 エコ住宅の新築 : **被災地<sup>※</sup>** 1戸あたり **300,000** ポイント  
: **その他の地域** **150,000** ポイント

(太陽熱利用システムを設置した場合は、それぞれ20,000ポイント加算)

※「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」における「特定被災区域」とします。

### 2 エコリフォーム (300,000 ポイントを上限とします<sup>※</sup>)

窓の 断熱 改修	内窓設置 外窓交換	大(2.8㎡以上)	中(1.6㎡以上2.8㎡未満)	小(0.2㎡以上1.6㎡未満)
		18,000ポイント	12,000ポイント	7,000ポイント
ガラス交換	ガラス交換	大(1.4㎡以上)	中(0.8㎡以上1.4㎡未満)	小(0.1㎡以上0.8㎡未満)
		7,000ポイント	4,000ポイント	2,000ポイント
外壁、屋根・天井、 床の断熱改修	外壁	外壁	屋根・天井	床
		100,000ポイント	30,000ポイント	50,000ポイント
バリアフリー改修 (50,000ポイントを上限とします)	手すりの設置	段差解消	廊下幅等の拡張	
		5,000ポイント	5,000ポイント	25,000ポイント
住宅設備の設置	太陽熱利用システム	節水型トイレ	高断熱浴槽	
		20,000ポイント	20,000ポイント	20,000ポイント
リフォーム瑕疵保険 への加入	10,000ポイント	耐震改修 <sup>※</sup>	150,000ポイント	

※耐震改修を行う場合は、30万ポイントの上限とは別にポイントが加算されます。

## ポイントの交換対象

発行されるポイントは復興支援商品またはエコ商品等と交換することができます。

### <復興支援商品>

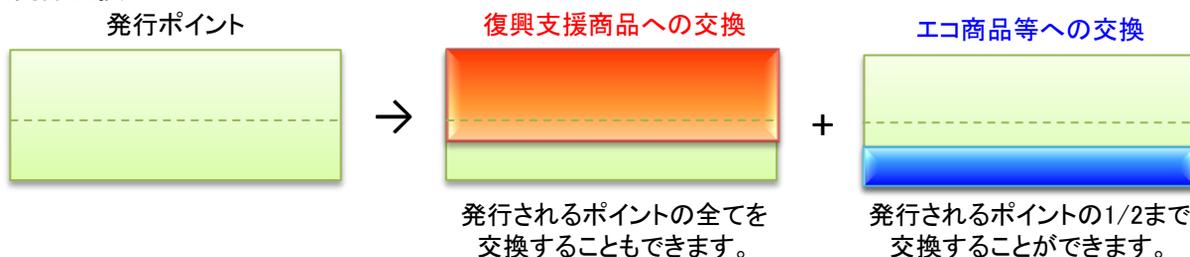
○被災地の産品・製品    ○被災地の商品券等    ○東日本大震災の被災地への寄附等

### <エコ商品等>

○省エネ・環境配慮商品    ○環境寄附  
○エコ住宅の新築またはエコリフォームを行う工事施工者が追加的に実施する工事

※発行されるポイントのうち1/2(半分)以上を、被災地の特産品や被災地への寄附など復興支援商品に交換していただく必要があります。

(商品交換のイメージ)  
発行ポイント



## ポイントの申請方法

復興支援・住宅エコポイント発行・交換申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して、次の①または②の方法で申請します。申請者は、新築住宅の購入者、新築・リフォーム工事の発注者(通常は住宅所有者)です。

- ①窓口申請: 全国の申請窓口※に申請書類を持参して手続きを行うことができます。
- ②郵送申請: 住宅エコポイント事務局※に申請書類を郵送することで手続きを行うことができます。

※全国の申請窓口の連絡先及び郵送宛先等は、復興支援・住宅エコポイントのホームページに掲載しています。

## ポイントの申請・交換期限等

### 【ポイントの申請期限】

エコ住宅の新築 : 平成25年 4月30日 (一戸建ての住宅)  
: 平成25年10月31日 (共同住宅等\*1)  
ただし、階数が11以上の場合、平成26年10月31日

エコリフォーム : 平成25年 1月31日  
ただし、共同住宅等\*1(階数10以下)で耐震改修\*2を行うもの 平成25年10月31日  
共同住宅等\*1(階数11以上)で耐震改修\*2を行うもの 平成26年10月31日

\*1 共同住宅、長屋、店舗併用住宅など、一戸建ての住宅以外の住宅のこと입니다。

\*2 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で現行の耐震基準に適合していないものについて、現行の耐震基準に適合させる工事のこと입니다。

【ポイントの交換期限】 平成27年 1月31日(エコ住宅の新築、エコリフォーム問わず)